規制・制度改革検討シート(案)

【その他】

事項名	食品添加物の承認手続の簡素化・迅速化
規制・制度の概要	・食品添加物は、食品安全委員会の行う食品健康 影響評価(リスク評価)によってその安全性を 審議され、各食品添加物毎に許容一日摂取量 (ADI)が設定される。 ・この結果を受け、厚生労働省の薬事・食品衛生 審議会において審議・評価され、WTO 通報やパブリックコメント、消費者庁協議を経て告示が 改正される。 <根拠法令 > ・食品安全基本法第 11 条、第 12 条、第 24 条第
	1 項第 1 号 ・ 食品衛生法第 10 条、第 11 条第 1 項及び第 2 項
改革の方向性(当初案)	・ 関品衛生法第 10 宗、第 11 宗第 1 項及び第 2 項 ・ 平成 14 年、日本政府は、以下 ・ の要件を満たすもののうち、我が国では未指定の国際汎用添加物 46 品目(注:1項目重複により現在では「45 品目」とされる)については、企業の申請がなくとも、国が主体的に指定に向けた検討を進めることを決定した。国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの・ 当該 45 品目のうち、30 品目は指定済であるが、残り 15 品目は未だに指定がなされておらず、国内では使用ができないことに加え、EU からは指定までのスピードの遅さについて改めて指摘されているところである。・ したがって、食品添加物の承認手続きの簡素化・迅速化に向けたルール整備を行うべきである。キにリスク評価を開始していない9品目について、早急に評価を開始すべきである。

	上記改革の方向性への	(内閣府(食品安全委員会))
	考え方	・ 食品安全委員会は、国際汎用添加物 45 品目の
		うち、まだ厚生労働省から意見を聴かれてい
		ない9品目について意見を聴かれた場合及び
		厚生労働省に対して食品健康影響評価に必要
		な科学的知見の提出を要請している6品目に
		ついて厚生労働省から所要の資料が提出され
		た場合、可能な限り迅速に食品健康影響評価
		を行う。
		(厚生労働省)
		・ 食品安全委員会との相互協力のもと、食品添加
		物の承認手続きの簡素化・迅速化を図る必要が
		ある。具体的には、食品安全委員会にリスク評
		価依頼を行うための資料及び同委員会からの
担		補足資料請求に対する資料の整備の迅速化を
当		図るために、厚生労働省と食品安全委員会の相
府		互において、より一層、共通の理解を深めることとする。
省		・ 一方、リスク評価結果の通知以降の厚生労働省
の		における手続(薬事・食品衛生審議会における
回		審議、WTO通報、パブリックコメント、消費者
答		庁協議)は、食品衛生法、WTO協定、行政手続
		法に基づくものであり、これら手続の省略は困
		難であるが、手続を並行して実施することによ
		り、既に可能な範囲での迅速化を図っている。
		・ また、リスク評価が開始されていない9品目に
		ついては、正式な評価依頼に向けて、現在、食
		品安全委員会と評価依頼資料の整備のための
		調整を進めているところ。準備が整い次第、食
		品安全委員会に評価依頼を行う。
	【対応可能性のある場合】	(内閣府(食品安全委員会))
	見直し予定及びその内容	・ 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本
		的事項(平成 16 年 1 月 16 日閣議決定)第 1
		の3(1) に基づき、食品安全委員会と厚生
		労働省の相互において食品健康影響評価の対
		象及び作業内容について、事前に、より一層、

	共通の理解を得ることとする。	
	(厚生労働省)	
	・ 上記のとおり。	
【対応困難とする場合】	•	
要望へ対応した場合に生		
じる問題点及び問題点に		
対する補完措置の有無等		
改革事項に対する	・ 我が国が国際汎用添加物 45 品目の承認に向け	
基本的考え方	た取組を開始してから既に8年が経過してい	
金子司 37073	るものの、未だ 30 品目の承認にとどまってお	
	り、EU からは国際汎用添加物の承認までのス	
	ピードの遅さについて改めて指摘されている	
	ところである。	
	・ このため、国際汎用添加物の承認手続きの簡素	
	化・迅速化に向けたルール整備を行うべきであ	
	వ 。	
	・ 未承認の 15 品目が承認されることによって、	
	輸入加工食品が多様化するとともに、我が国の	
	食品メーカーにおいても使用可能添加物の選	
	択肢の増加に資することとなる。	
具体例、経済効果等		
小艾安	・ 原生労働名はまだ食品健康影郷証価の体積を	
改革案 	・ 厚生労働省は未だ食品健康影響評価の依頼を	
	行っていない9品目の食品添加物について、	
	早急に評価依頼資料を取りまとめ、食品安全	
	委員会に正式に評価依頼を行うべきである。	
	食品安全委員会はこれを正式に受理し、専門	
	調査会での審議を速やかに開始すべきであ	
	る。【平成 22 年度中措置】	
	・ 食品安全委員会は以下 ・ の要件を満たす	
	食品添加物の安全性評価を行うに際しては、	
	食品の安全性を確保することを前提として、	
	「JECFA の安全性評価が終了し、欧米諸国で長	
	期間使用が認められているいわゆる国際汎用	
	添加物(国際汎用香料を除く。)については、	
	Manual (Missing Hall Clay (0) IC 201 Clay	

最新の科学的知見も調査した上で、原則として JECFA 及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価(評価書評価)を行う。」という『添加物に関する食品健康影響評価指針(平成22年5月食品安全委員会策定)』に記載する原則を徹底すべきである。【平成23年度中措置】

国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの 欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの

- ・ 食品安全委員会に正式な評価依頼をするため に必要となる資料について、より具体的な基準を策定するなど、早期に食品安全委員会の 評価プロセスに移行するためのルール整備を 行うべきである。【平成23年度中措置】
- ・ 食品安全委員会事務局と厚生労働省の連携を 強化するための具体的なルール整備を行うべ きである。【平成23年度中措置】